

白鷹町ふるさと応援制度

平成25年度

全国から1963万円の寄付をいただきました
多くのご支援ありがとうございます

「白鷹町ふるさと応援制度」は、平成20年からスタートし、本町のまちづくりと共に共感する方々からの寄付を受け入れ、寄付者の思いをまちづくりに反映させていくものです。平成25年度は1641件、1963万円のご寄付をいただきました。多くの方々より温かいご支援、ご協力をいただき、ありがとうございます。

◆寄付金の受け入れ状況

希望する寄付金の使い道	寄付金額
文化振興事業	1,958,000 円
人材育成事業	3,862,100 円
観光交流事業	2,769,000 円
コミュニティ形成事業	1,710,202 円
その他	9,338,000 円
計	19,637,302 円

◆寄付金の活用状況

平成25年度 活用した事業	金額
荒砥高等学校活性化・新入生応援事業	1,500,000 円
読書感想文及び生活文コンクール開催事業	35,000 円
山形デスティネーションキャンペーン対策事業	1,000,000 円
伝統工芸の村管理事業	2,000,000 円
ふるさと応援制度事務費	7,965,000 円
ふるさと応援基金積立金	7,137,302 円
計	19,637,302 円

◆寄付金活用の予定事業

平成26年度 活用予定事業	金額
荒砥高等学校活性化・新入生応援事業	1,500,000 円
読書感想文及び生活文コンクール開催事業	35,000 円
山形デスティネーションキャンペーン対策事業	2,000,000 円
町史編さん事業	2,000,000 円
伝統芸能保存伝承事業(高玉芝居上演補助金)	200,000 円
ふるさと応援制度事務費	6,434,000 円
計	12,169,000 円

町外にお住まいのご親戚、
ご友人の方へぜひお知らせください

平成26年度

白鷹町を応援してください

寄付金は、次の事業に活用させていただきます。

- ① しらたかの文化応援事業
- ② しらたかの人づくり応援事業
- ③ しらたかの観光応援事業
- ④ しらたかの集落応援事業
- ⑤ とにかく！しらたか応援事業

税制上の取り扱い(控除)

① 所得税と② 住民税の控除が受けられます。

① 所得税の控除額

寄付金額から一律2000円を差し引いた額に所得税率をかけた金額

② 住民税の控除額

寄付いただいた金額に対して、基本控除と特別控除があり、その合計額が税額から控除されます。

申し込み方法

寄付される方は、寄付申込書に必要事項を記入し、役場に提出していただきます。提出後、寄付金の納付書などをお送りしますので、ご希望の入金方法で寄付していただきます。

*寄付申込書は、総務課企画室企画調整係またはホームページで入手できます。(ご連絡いただければ町外にお住まいの方に郵送いたします)

受け付ける寄付金額

1件5000円以下

※寄付金額に上限はありませんが、税制上の控除額には限度があります。

寄付していただいた方に：

特典 町外にお住まいの方より寄付金額1万円以上をいただいた場合、町の特産品をお贈りいたします。
(米沢牛、やまがた地鶏、米りんご、ラ・フランスなど)



▲特産品のりんご「シナノゴールド」

ふるさと応援制度に関する窓口

総務課企画室企画調整係

☎ 85-6123

税の控除に関する窓口

税務出納課町民係

☎ 85-6132